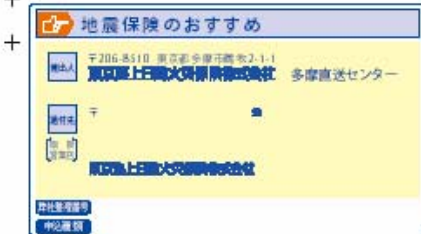


見本

料金後納
郵便

重要
親展

様



※画面により変わっている場合は、十分に読んでからながめてください。
 ※画面内は内容に異なります。ここからクリックしてご確認ください。

1 地震保険のご案内

新卒の火災保険をご契約いただき、ありがとうございます。さて、お客様の火災保険では、**地震・噴火・津波により発生した損害（火災、爆発など）については、保険金をお支払いできません。**つまり、この機会に新たに地震保険への加入をご検討いただくことが重要です。このお申し込みは、平成21年7月6日現在地震保険にご加入していないお客様にのみ案内しています。

2 お客様の火災保険のご契約内容

証券番号			
保険種類			
ご契約期間（保険期間）	（始期） 年 月 日から	（終期） 年 月 日まで	
保険料の支払方法			
ご契約金額	建物	家財	
保険の対象の所在地			
合計保険料	円		
地震保険の約款	地震保険はご加入いただいておりません。		

上記以外のご契約内容につきましては、お断りしている保険証券等でご確認ください。
 ※1 証券番号の欄について、必ずお印字が済ませた上で記入いただいた後にご契約内容の欄に併せてご入力ください。
 ※2 地震保険の対象となる建物と家財について、地震保険のご契約金額を表示しています。
 ※3 ご契約内容を変更した場合、変更後の保険料を表示しています。（一部のご契約を除きます。）

- ### ●ご注意事項
- 下記いずれかに該当する場合には、上記のご契約金額（および地震保険のお申し込み額）が引当されないことがありますので、料率、ご了承ください。
 ① 地震発生時の被害が、地震発生直後または地震発生直前に発生した場合は、②の適用が適用されず、③の適用となります。
 ② このお申し込みの時期に、地震発生直後の被害がなかったとしても、地震発生直後に発生した被害が、地震発生直前に発生した場合は、③の適用が適用されず、②の適用となります。
 ③ 地震発生直後に発生した被害が、地震発生直前に発生した場合は、②の適用が適用されず、③の適用となります。
 - 地震発生直後に発生した被害が、地震発生直前に発生した場合は、②の適用が適用されず、③の適用となります。
 - 地震発生直後に発生した被害が、地震発生直前に発生した場合は、②の適用が適用されず、③の適用となります。

3 地震保険をおすすめします

平成21年10月1日付で火災保険の50%（建物5,000万円、家財1,000万円限度）をご契約金額としてご契約いただく場合のお見積り（※9月30日までに申込みいただいた場合）

お見積り保険料

(1) 平成21年10月1日から平成 年 月 日付火災保険の終期（または次回（契約更新日）までの地震保険契約

保険の対象	地震保険ご契約金額	地震保険料
建物	円	円
家財	円	円

(2) 平成 年 月 日から平成 年 月 日付火災保険1年の地震保険契約

保険の対象	地震保険ご契約金額	地震保険料（別添録）
建物	円	円
家財	円	円

上記の保険料には割引を適用していません。
 例え、建物が昭和56年6月以降に新築されている場合、さらに10%割引することができます。
 詳しくは裏面記載の「地震保険の割引制度について」をご覧ください。

4 お問い合わせ先

取扱代理店（電話番号）

東京海上日動火災保険株式会社 お客様サポートセンター（※4中野の御用金専用）
0120-073-093（※4中野専用）
 ※平日/午前9時～午後5時 ※平成21年10月13日（火）まで（土日・祝日はお断りさせていただきます）

突然ですが…
火災保険では、地震・噴火・津波により発生した火災、損壊などの損害については、保険金をお支払いできません。

万が一に備えるため、是非とも地震保険にご加入ください。

お見積り保険料などの大切な情報を内側に掲載しています。今すぐご開封いただき、ご加入をご検討ください。

お支払いいただいた地震保険料は『地震保険料控除』の対象となります。

平成19年1月1日から『地震保険料控除』が新設され、所得控除額が拡大されています。

従来の長期優待保険料控除 最大1.5万円（所得控除の場合）	現在の地震保険料控除 最大5万円（所得控除の場合）
----------------------------------	------------------------------

地震保険の内容をご説明いたします

1 地震保険では、建物や家財の損害の程度に応じて保険金をお支払します。

損害の程度	建物	家財	お支払いする保険金
全損	主要構造部の最も劣化した部分の50%以上の損壊など	損害の額が約価額の80%以上の損害	地震保険ご契約金額の【約価額の50%】
半損	主要構造部の最も劣化した部分の約価額の20%以上50%未満の損壊など	損害の額が約価額の30%以上180%未満の損害	地震保険ご契約金額の【約価額の30%】
一部損	主要構造部の最も劣化した部分の約価額の3%以上20%未満の損壊など	損害の額が約価額の10%以上30%未満の損害	地震保険ご契約金額の【約価額の5%】

※約価とは、保険の対象である建物や家財を修理したり、再販・再取得するために必要な金額から、使用による減価分を差し引いた額のことをいいます。
 ※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害が保険会社全社の支払保険金総額が5,000億円（平成21年6月現在）を超えた場合、算出された支払保険金総額に対する5%（5,000億円）の割合によって削減される場合があります。

地震保険の割引制度について

居住用の建物が下記いずれかに該当する場合には、所定の確認資料をご提出いただくことで地震保険料が割引となります。※割引は重複して適用できません。注意：所定の確認資料が詳細につきましては裏面⑤に記載している取扱代理店までお問い合わせください。

1 建築年割引 10%割引 昭和56年6月以降に新築された建物に適用されます。	2 耐震等級割引 10、20、30%割引 建設住宅性能評価書等で耐震等級（1～3）を有していることが確認された場合に適用されます。
3 耐震診断割引 10%割引 地方公共団体等による耐震診断や耐震改修を受け、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）の基準を満たすことが確認された場合に適用されます。	4 免震建築物割引 30%割引 建設住宅性能評価書等で免震建築物であることが確認された場合に適用されます。